

重 要

インボイス制度について

配分金には消費税が含まれています

(令和5年10月からインボイス制度が始まります!)

■インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 正式には適格請求書等保存方式といいます。インボイスとは事業者間の商取引で、消費税や税額を正確に把握するために発行する請求書等のこと。発行は税務署に申請して登録を受けた適格請求書発行事業者（消費税課税事業者）のみとなります。
- 大きな変化はインボイス制度の下では、適格請求書発行事業者が交付するインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となることです。

■シルバーの会員と配分金について（現行制度）

- 受託事業（請負・委任業務）で就業するシルバー会員は形式的に個人事業主であり、センターから会員へ支払われる配分金には消費税が含まれています。
- 本来であれば、個人事業主である会員の皆さんも消費税を納税する義務がありますが、現行の制度では年間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されています。わかりやすく言うと、配分金（課税売上高）が1,000万円を超えないシルバー会員は全員が免税事業者となるため、受け取った配分金に含まれる消費税を納める必要がありません。
- 現在は、課税事業者か免税事業者に関わらず、すべての取引において仕入税額控除が認められており、センターは会員に支払う配分金（消費税含む）に関して、消費税納税の必要がないものとなっています。

■インボイス制度が施行されると

- 令和5年10月1日以降、インボイス制度が導入されると、免税事業者である会員はインボイスを発行できないため、センターは配分金に係る仕入税額控除が出来なくなり、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額（10%）を新たに納税する必要があります。現実問題としてセンターの新たな経費負担にどう対応していくのか、今後、全シ協、埼玉県連合からの情報提供や具体的な方策等が決まりましたら、会員皆さんにお知らせいたします。また、県内各センターと情報共有を図り対応を検討してまいります。

会員の皆さんとシルバー人材センターにとって重要な制度改定となります。
具体的にになった時点で皆さんに再度ご報告いたします。



公益社団法人

鴻巣市シルバー人材センター

〒365-0004 埼玉県鴻巣市関新田 1800 番地

TEL 048-569-3006 FAX 048-569-3036 E-mail : kounosu@sjc.ne.jp